

# 「埼玉県動物愛護推進計画(案)」に対する御意見と県の考え方

## 【実施概要】

意見募集期間:平成19年10月1日～平成19年10月31日

意見者数:262(個人260、団体2)

意見数:1,454件

## (反映状況の区分)

A:意見を反映し、案を修正した B:既に案で対応済み C:案の修正はしないが、実施段階で参考としていく  
D:意見を反映できなかった E:他の計画(分野)に関係する事項 F:その他

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
<b>総 合</b>				
1	動物の遺棄・虐待は犯罪であることを、より明確に表現して欲しい。	4	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
2	適正飼養とは、動物の生理、習性、生態に基づき、動物の健康と福祉を実現するもので、動物自身の幸福のために必要であることもあわせて明記して欲しい。	3	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
3	保健所を地域の動物愛護の拠点施設にしていくなど、地域住民に利便性のある施策展開を課題にして欲しい。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
4	シェルターの確保を検討して欲しい。	6	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
5	保健所や動物指導センターなどの動物保管設備の環境整備を行い、シェルター機能を強化して欲しい。	8	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
6	負傷動物に関して、動物指導センターの救護施設機能を強化して欲しい。	5	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
7	動物愛護に関する市町村の役割を強化し、市町村役場の窓口や広報においても、啓発普及の協力を進めていただきたい。	4	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
8	現場の担当職員の動物愛護行政や施策に関する知見の拡充を図る。	3	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
9	保護のために、行政が一般から募金を募る。	4	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
10	ホームページで動物愛護のためのワンクリック募金をして欲しい。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
11	官民が協力しあい、多くの命を救う努力をして欲しい。	1	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
12	啓発媒体(リーフレット・チラシ等)の効果的な配布を行って欲しい。	9	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
13	啓発の文言に法的根拠も併記して欲しい。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
14	動物指導センターのホームページの内容の充実化	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
15	行政と民間が一体となった小中学校での動物愛護教育が必要である。	2	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
16	動物愛護管理行政の説明図や動物行政の説明図が現状のものか計画施行後のものかわからないので説明をつけて欲しい	1	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
17	計画案中、「動物愛護推進員」と「彩の国動物愛護推進員」について、使用名称を統一した方がよい	1	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
18	彩の国動物愛護推進員活動支援協議会についての説明を入れた方がよい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
19	希望者には施設(または資料)の見学・閲覧などができる場を設け、積極的に「命」と向き合える機会を提供して欲	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
20	「ペットに係る環境負荷」の観点も入れ、飼養・販売等といったペット利用を減らしていく。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
21	「少子高齢化、核家族化の進行に伴い、動物(ペット)の存在も単なる愛玩目的に留まらず、伴侶動物として、家族の一員を迎えられるようになってきました。」など動物飼養に対する肯定的表現は、実態の把握や合意形成がなされていないことから差し控える。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
22	各市町村において、毎年1から2回動物愛護の集いなどを実施する	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
23	警察を含め関係行政機関への改正愛護法の周知徹底をする。	2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
24	人間の誠実と県民の民意を高めて欲しい。	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
25	身体障害者補助犬に関する啓発をする。	1	本計画の趣旨と異なりますが、貴重な御意見として参考にさせていただきます。	E

26	外部の専門家を集めたチームをつくり、計画の推進を支援していく	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
<b>適正飼養の推進に関するもの</b>				
27	鑑札・注射済票・名札・マイクロチップ等個体識別措置を義務化して欲しい。	15	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
28	ねこも登録制にして欲しい。	2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
29	犬は狂犬病予防接種のときにマイクロチップを装着を義務づける。	1	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
30	犬の登録に関し、動物病院と協力する。	1	既に実施しております。	B
31	警察等取締機関と連携を図り、動物の遺棄等虐待行為への認識を浸透させる。	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
32	学校で動物を放置する状態で飼うのはやめるべき。飼う場合は、犬や猫など身近な動物を保健所から引き取り適切な飼育のもと、終生管理し医療も施すなど、人間も動物も同じ命であることを教えることで家庭内での健全な飼育が醸成されると考える。	7	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
33	学校飼育動物の飼育規範を作成し、それに基づいて実施できない学校は動物飼育を許可しない。	36	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
34	学校飼育動物の飼育の適正化も事業としてとり入れてほしい。	1	既に実施しております。	B
35	不適正飼養への対応として、生態を理解しないまま放置する事は犬猫の健康上も良くなく、数が増えすぎてしまい、手に追えなくなり危険な事なのだという事の啓発強化をするべき。	7	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
36	多頭飼育や危険な犬の飼育を届出制にして欲しい。	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
37	「多頭飼育者などへの心のケアを含めた指導を実施するために精神福祉担当部局との協力体制を整備」することは画期的であり、ぜひ実行していただきたく思います。	4	本施策の推進に努めてまいります。	F
38	心のケアを入れ精神保健担当者との連携による多頭飼育事案対応について、多頭飼育事案「等」としていただければ、多頭数飼育予備軍を未然に防ぐなどが可能かと思えます。	1	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
39	日本にアニマルポリスをつくらう。	8	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
40	不適切な多頭飼育者に関し、現場着手するボランティアと連携提携する動物病院に「飼育権及び管理権の剥奪などの強制執行権」を与える必要がある。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
41	飼育怠慢・ネグレクトにも対処してほしい。特にネグレクトは客観的判断が難しいために判定基準(身体の衰弱を瘦せた状態から判断するボディコンデショニングスコアなど)を適用してほしい。	2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
42	医学的・科学的な根拠を元に動物虐待(飼育放棄など含む)判断基準のリストを設け、それに反する悪質業者・個人などを摘発・処分するような法をつくってください。	35	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
43	法令違反を繰り返す者や虐待常習者には、飼育中止や飼育動物の保護の措置をとってほしい。	5	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
44	違法行為が認められた場合、警察とボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり必要に応じて、動物の保護、及びその所有権を剥奪できることとする。	36	御意見の趣旨の一部につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
45	虐待に関する罰則を強化してはどうか	2	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
46	不適正飼養への対応として「動物に対する虐待(遺棄、暴力やネグレスト等動愛法違反)には動物愛護民生員と警察との協力で犯罪防止、解決を目指します。」を追加して	2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
47	狂犬病予防接種と、登録の分離し、畜犬登録だけでも徹底して欲しい。	1	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
48	「動物愛護民生員」といった、新しい名称の制度をむやみにつくるのではなく、動物愛護推進員の活動強化を図った方がよい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
49	近隣トラブルに対して、当事者間の仲介人(コーディネーター)として「動物愛護民生委員」を置くことは良い案である。	3	「動物愛護民生委員」の名称につきましては見直しを図りますが、動物愛護推進員活動の一環として、仲介ができる体制を検討してまいります。	F
50	「動物愛護民生委員」の位置づけ、役割を明確しておく。	5	「動物愛護民生委員」の名称につきましては見直しを図り、動物愛護推進員活動の一環として、仲介ができる体制を検討してまいります。	F

51	飼養者に年次ごとの継続飼育報告や死亡届の義務化、詳細不明の存在消失に対する罰則の設定をして欲しい。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
52	犬と同様に猫も放し飼いを禁止し、野良猫は捕獲、安楽殺処置を行うべきであると思います。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
53	譲渡希望者へ譲渡動物について習性、食事、疾患、ワクチン等の金銭的負担を説明するマニュアルを作成する。	36	既に実施しております。	B
54	譲渡希望者への厳格な審査や譲渡後追跡を行う。	39	既に実施しております。	B
55	実際に処分などの職務に携わる方が学校や図書館などに出向して講演を行うなど、情操教育に関する活動をして欲しい	2	既に実施しております。	B
56	情操教育の一環として、義務教育課程に「動物愛護・動物福祉」の時間や、動物とのふれあいの機会を多く設けてください。	4	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
57	多頭飼育の定義をし、ボランティア、一般、業者などで多頭飼育している場所を各市町村で把握し、崩壊などが起きないように適切な監督、助言、規制をする。	1	御意見の趣旨の一部につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
58	子供達に命の大切さを学ばせるためにも、動物愛護センターやシェルターのある動物愛護団体へ見学させたり、講習会などを開くようにする。	36	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
59	学校飼育動物に動物愛護推進員やボランティアの参加させる。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
60	学校における動物愛護推進員の講演等の機会をもうける	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
61	次世代への動物愛護管理の考え方の普及として「学校で飼育している動物との接し方を指導する担当教師の方たちにも適宜研修を行います。」を追加して欲しい。	1	既に実施しております。	B
62	モラル教育の具体的内容を明確化して欲しい	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
<b>致死処分数の削減に関するもの</b>				
63	譲渡施策の推進強化を行う。	1	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
64	動物指導センターの譲渡は、すべて避妊去勢・マイクロチップ装着後譲渡する。	38	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
65	引取り手数料を有料化すべき。	1	既に実施しております。	B
66	引取り手数料を値上げすべき。	6	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
67	飼い主のいない動物の持ち込みに関しても費用を徴収する。	37	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
68	犬・猫の譲渡率を別々の数値目標で追加すべき。	35	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
69	犬・ねこの致死処分数削減目標を50%にすべき。	10	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
70	犬・ねこの致死処分数削減目標を別々に設定にすべき。	3	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
71	数値目標で返還頭数を50%とし、致死処分数の削減目標を削る。	2	5年後の進捗状況を踏まえ、計画の見直し時に再度検討いたします。	F
72	愛護センターに引き取られた動物の殺処分は獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は100%譲渡返還を目標とし、殺処分数も、上記に述べた以外の動物の殺処分数は0を目標とする。	45	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
73	愛護センターでの譲渡をする場合、飼養希望者に飼養前の講習、動物の習性や食費は無論、疾患、ワクチン等での治療費等金銭的な負担の説明も徹底して説明するべきである。すべてにクリアをし、譲渡になった場合はその後の追跡調査を引き取った動物達の抑留期限は殺処分数を減らす為にも、期間延長(1~4週間)してほしい。	37	既に実施しております。	B
74	飼養放棄で行政に引き取り依頼する飼い主に感染症や寄生虫検査、健康検査を義務づける。	55	収容期間については、可能な限り延長するよう努めてまいります。	F
75	収容施設において犬もねこも来訪者が生体を確認しやすいようにする。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
76	飼養放棄者には引取りの際に処分の映像を見せ、安楽死ではないことを納得させた上で引き取る。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
77	飼養放棄者には、致死処分に立ち会わせるなど直接的に関与させる。	5	引取り時におけるアプローチの一手法として検討させていただきます。	F
78	小中学生に教育の一環として処分しているところを見せる。	9	引取り時におけるアプローチの一手法として検討させていただきます。	F
79	収容動物について各市町村、県庁、センターなどのHPで写真、保護した場所などをのせる。	1	啓発教育におけるアプローチの一手法として、検討させていただきます。	F
80		2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C

81	所有者不明動物に関し、持ち込み者に持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前を記入してもらう事を義務付ける。そこから所有者不明の多発地域を特定し多い順に愛護推進員とボランティア、獣医師(手術、アドバイスなど)の協力の下、不妊活動を実施する またその際の費用はペット用品の消費税を少し回す。	8	御意見の趣旨の一部につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
82	収容動物の県ホームページへの掲載をお願いしたい。	6	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
83	譲渡動物の県ホームページへの掲載をお願いしたい。	4	既に実施しております。	B
84	「子ねこ等の収容依頼が特に多い地域について、自治会等との連携により、不妊・去勢措置の重要性や終生飼養の徹底等の啓発活動を集中的に実施します。」から「子ねこ等の収容依頼が特に多い地域について、」を削除し、全県的な取り組みとしてほしい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
85	不妊・去勢を勧めない獣医師に動物の個体数が過剰な現状もあることを理解してもらいたい。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
86	不妊・去勢をしない個体(犬も)について登録料を徴収し、登録をしない飼い主には罰金等の罰則を設け、それを不妊去勢や保護の為の補助金にあてる。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
87	不妊去勢措置を義務付け、繁殖時は行政の許可を取るようにする。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
88	犬ねこの不妊去勢手術費用の助成を行う。	51	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
89	ボランティアに頼らない自治体主導による不妊去勢手術キャンペーンを行って欲しい。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
90	飼養動物がいなくなった場合の問い合わせ先の周知を徹底する。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
91	引き取り依頼者へ民間愛護団体等の新たな飼い主探しや一時預かりなどの情報の提供、連絡、調整を行って欲	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
92	行政での殺処分は安楽死ではないことを啓発する	2	不必要にイメージを美化しないよう配慮いたします。	F
93	動物指導センターの処分を公開してほしい。	1	一般啓発におけるアプローチの一手法として検討させていただきます。	F
94	保健所とは別に動物愛護センター等を造り、殺す所から生かす所に変える。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
95	各市町村ごとにシェルターを設立する。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
96	譲渡できない収容動物は行政が終生飼養行う。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
97	民間シェルターへ補助金を出す。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
98	収容動物の譲渡先探しを積極的に行う。	5	本施策の推進に努めてまいります。	F
99	譲渡会を頻繁に開催して欲しい。	5	本施策の推進に努めてまいります。	F
100	動物指導センターにおける定期的な譲渡会の開催、及び告知。	4	既に実施しております。	B
101	生体を扱う保健所、センターなどは土日も休日出勤し収容動物の飼育をし、譲渡会なども実施する	2	センターでは、休日も動物の飼養管理を実施しております。また、休日の譲渡会につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。	F
102	動物指導センター等譲渡を行っている場所の積極的な周知啓発を行う。	1	本施策の推進に努めてまいります。	F
103	離乳前仔犬・仔ねこを譲渡可能な月齢に到るまで預かり育成したり、里親が見つかるまでの一時預かりをする「預かりボランティア」の起用。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
104	収容動物の管理をボランティアに委託する。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
105	里親になってくれた方には、住民税を安くする。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
106	定時定点回収を実施している自治体においては即刻廃止して頂きたいです。	1	既に実施(廃止)しております。	B
107	個体識別措置の徹底推進において、「迷子札など所有者明示措置の実施の推進…」と例示してほしい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
108	「犬における鑑札・注射済票の装着の徹底」を「犬における鑑札・注射済票の装着を徹底します。」にした方がよい。	1	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
109	引き取り依頼者への再考や確認の強化をお願いしたい。	3	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
110	譲渡の推進よりも不妊去勢措置、室内飼育の徹底を推進すべき。	2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
111	譲渡希望者への厳格な審査を行うべき。	3	既に実施しております。	B
112	一般販売される犬・ねこは全て不妊去勢措置後の販売を義務づける。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
113	マスコミと連携し、殺処分の現状、ペット産業の裏側にある悲痛な現実など、ありのままの情報を世間に流してほしいと思います。	2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C

114	動物取扱業者に、売れ残った動物は里親を探す場を必ずもうけるよう法を定め、違反者に対しては厳重な処罰を設けてください。	1	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
115	処分される動物達を日本全国にある多くの老人ホームや学校などの教育の場に、導入してはどうか。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
116	避妊・不妊効果のある餌を開発できないのでしょうか。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
117	小中学生に命に関する教育を行う。	2	既に実施しております。	B
118	学校の授業で、どのようなことを焦点に教育局との調整を図るのか、明記していただければと思います。	2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
119	引き取り依頼など飼養動物を手放した者は、理由の如何関わらず罰金を科す。	4	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
120	ペット飼養を法による登録制又は資格者制にし、飼養状況を監視できるようにする。	2	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
121	動物虐待の通報を義務化して欲しい	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
122	動物愛護に関わる開業獣医師の意見を取り入れる。	1	既に実施しております。	B
123	行政機関から実験動物への払い下げを止める	1	既に実施(中止)しております。	B
124	引き取り依頼者に引き取った動物を処分したらその日時を通知するようにしたらどうか。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
125	引取り再考の推進に「引き取り希望者には法に定められた終生飼養がなぜできないのか、なぜ新たな飼い主が見つけれられないのか事情を良く聞き、子犬子猫はもとより成犬成猫でも里親探しの道はあることを理解し努力してもらうよう再考を促します。」を追加して欲しい。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
126	引取り再考の推進に「再考し、新たな飼い主を探す努力をするような方には譲渡の推進のシステムを使ってバックアップをします。また念のため当該犬猫にはマイクロチップを装着し万一の遺棄に備えます。」を追加して欲しい。	1	御意見の趣旨(一部)を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
127	動物遺棄防止の啓発推進には、警察の協力を求める。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
<b>動物取扱業の適正化に関するもの</b>				
128	ペットショップ、ブリーダーの指導を強化する。	5	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
129	販売業における販売動物へのマイクロチップ装着を法により義務化する。	2	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
130	大規模飼養施設を「100頭以上」ではなく、より少頭数にすべき。	4	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
131	動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取扱業の登録を必要とする。	27	既に実施しております。	B
132	繁殖を行う個体は猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳までとし、年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待とみなす事とし登録を剥奪し、刑罰を与える。	37	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
133	動物取扱業者からの犬ねこの引取りは原則行わず、引取る場合は一般より高額の手数料を徴収する。	40	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
134	動物取扱業に購入者の住居がペット可物件である場合のみ販売するよう義務づける。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
135	「動物取扱業の適正化旬間」など期間を定めず、抜き打ちで施設検査を行うべき。	6	「旬間」以外にも必要に応じ抜き打ちで施設検査を行います。	F
136	優良ペットショップ、優良ブリーダーをネット上で公表する。	7	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
137	販売店頭において各個体の繁殖者の名前と顔写真を掲出する制度(トレーサビリティ制度)の導入を推進する。	8	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
138	子犬の販売を法で禁止する。	7	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
139	ブリーダーの繁殖制限(年齢や回数など)を法規制する。	10	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
140	多様化している動物取扱業の実態を把握し、基準の遵守義務を周知徹底することを課題として欲しい。	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
141	施設を持たない動物取扱業者の実態把握と取締の強化を明記して欲しい。	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
142	繁殖施設と販売施設の所在地が県を越えている場合等、必要に応じて他の自治体との情報の共有化や連携を行うこと。	3	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
143	ペットショップ等の店頭で啓発媒体(リーフレット、ポスター等)の配布・掲示及び顧客に対する飼い主責任についての積極的な呼びかけ等を義務付ける。	3	義務化は別として、啓発活動への協力についてペットショップ等に積極的な働きかけを行います。	F
144	動物貸出業に厳しい法規制を願います。	1	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
145	事前説明の実施等、動物取扱業者に課せられた義務についての指導徹底を。	5	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
146	動物取扱業の表示の指導徹底をして欲しい。また消費者にもこの表示の重要性を啓発して欲しい。	2	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B

147	劣悪に多頭飼育する動物取り扱い業の登録を剥奪したり、飼育数を制限するなど厳しい対処をしてほしい。	1	現行法に基づき対応いたします。	F
148	店舗従業員への指導・教育を徹底する。	1	本施策の推進に努めます。	F
149	販売業者に購入者情報の適正把握に努めさせる。	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
150	ペットショップにおける生体取引を法規制する。	2	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
151	ブリーダーを厳しい条件での免許・許可制にして欲しい。	3	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
152	ペットショップでの取り扱い制限の月齢を上げてほしい。	1	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
153	ペットショップの数を法で制限をして欲しい。	2	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
154	エキゾチックアニマル販売店に関しては、厳しい監視をし、優良業者の表彰制度除外をして欲しい。	2	他の動物取扱業と同様、適切な対応に努めます。	F
155	動物の多頭飼育等に対し、収容許容範囲、周辺環境への配慮などに関する基準や遵守義務を法で定めて欲しい。	1	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
156	繁殖販売業者においては廃業・営業停止時に残された動物を適正に譲渡など出来るようにするため、保険制度や供託金制度の整備と加入を義務付けしてください。	3	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
157	ペット販売税を導入して欲しい。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
158	飼い始める際のペット飼養登録を販売業者・飼い主双方に法で義務化して欲しい。	2	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
159	動物取扱業者に命を扱っている自覚を持たせる。	3	本施策の推進に努めます。	F
160	インターネットでの生体販売を法で禁止して欲しい。	1	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
161	開業獣医師は動物取扱責任者研修を免除してはどうか。	2	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
162	動物取扱業への監視項目などチェックシートを作成し、客観的な判定ができるようにする。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
163	ペットショップで動物を買う時には購入者に終生飼養の誓約書を書かせるよう法で義務付ける。	4	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
164	飼養動物を売れ残さず、処分しないことを販売業の登録条件とする	1	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
165	保護動物などの観点から野生動物部局とも連携した動物取扱業指導を行う。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
166	不妊去勢後の販売を法で義務化する。	1	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
167	店頭販売を法で禁止する。	4	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
168	購入時、購入場所での個体識別措置を法で義務化する。	1	今後の国の動向にも注視し、議論を重ねてまいります。	F
<b>地域活動の推進に関するもの</b>				
169	地域に飼い主のいない猫対策と拡充として「飼い主のいない猫の適正管理等についてのガイドラインを作成し、地域住民、獣医師、ボランティア等の協力のもと、地域での問題解決を図ります。」を追加すべき。	12	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
170	飼い主のいない猫対策の推進として「効果的対策が見出せずに苦慮している地域、子猫の引取り件数の多い地域を抱える市町村に対し、県の作成したガイドラインを参考とした取り組みの導入を支援したり、住民が主体的に取り組む地域を指定して、動物愛護センターが不妊去勢手術などの協力をを行うなど支援策を充実していきます。」を追加すべき。	44	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
171	飼い主のいない猫対策の普及啓発として「飼い主のいない猫対策が単なるエサやりと誤解されたり、地域での対立を招いたりすることを防止するため、ボランティア等活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知していきます。同時にボランティアが活動しやすい環境を作るため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について県民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発を強化していきます。」を追加すべき。	47	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
172	公共施設などでの飼い主のいない猫対策の取り組みの推進として「公園や河川敷、公共施設などで発生している猫の問題に対して、県内関係局や施設等の管理者、市町村、ボランティア等が協力して飼い主のいない猫対策を行うことができるよう、検討し支援していきます。」を追加	44	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
173	飼い主のいない猫は、行政がボランティアと協力して捕獲し、不妊去勢措置と個体識別措置(マイクロチップ等)を施し、地域猫として、保護していく。	9	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C

174	地域ねこ施策を行う	4	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
175	トラップ・ニューター・リターン(TNR)施策(捕獲し、不妊手術し、地域へ戻す)を住民の理解を深める。	4	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
176	TNR施策について啓発・支援する。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
177	地域猫及び動物保護に関して明確なルールを定め、ルールを逸脱する人間を動物保護に関わらせないようにす	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
178	地域猫活動の助成基金を設立する。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
179	動物愛護推進員を設置する。	2	既に実施(設置)しております。	B
180	動物愛護推進員が地域猫活動を行う。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
181	動物愛護推進員の人材データバンク構築を図る。	2	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
182	動物愛護推進員のサイトを作り正しいしつけ方などを掲載したり、市報などに載せる。	7	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
183	動物愛護推進員の法令関係知識習得を含めた人材育成プログラムを実施して欲しい。	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
184	補助金もしくは低料金での不妊去勢手術ができる提携動物病院を作る、または、地域ボランティアと協力をし、低料金で手術を行ってくれる動物病院の紹介をする。	3	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
185	地域ボランティアと協力し、地域シェルターを作ってほし	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
186	一時保護施設を各市町村に設置する	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
187	アニマルセラピーは、人の福祉に関することなのでセラピーボランティアを増員するのであれば、それ以上に動物愛護推進委員や動物指導センターでのボランティアを広く一般から募集していただきたい	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
<b>県民と動物の安全確保に関するもの</b>				
188	「動物とともに避難できる一時避難場所を、県内のペット所有比率を目標に指定するよう各市町村に指導し、飼い主に事前に周知するよう努めます。また、仮設住宅が必要な場合、動物とともに避難できる仮設住宅も、県内のペット所有比率を目標に設けるよう努めます。」を追加すべき。	34	御意見の趣旨の一部につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
189	災害発生時の被災動物の救護体制の整備に「災害時の迷子動物の収容方法や場所、また収容された動物の情報について捜索者に提供できるよう方策を検討し、整備する」を追加すべき。	2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
190	災害発生時の非常食供給に係る協力体制は、ペットフードメーカーに加え地域のペットフード販売店を加えるべきある。	2	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正させていただきます。	A
191	産業動物・使役動物の取扱いに関する啓発を県内猟友会に限らず、近県猟友会にも広げる。	2	近県との連携も視野に入れ、本施策の推進に努めます。	F
192	猟犬の狂犬病予防法に基づく登録を推進すべき。	1	本施策の推進に努めてまいります。	F
193	虐待等で動物を緊急に避難させなければいけない時は警察と連携するとともに、ボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり動物の一時避難等を行う。その為、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図る事。	37	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
194	不適切飼養、虐待行為等を行う飼育者に対し、捜査・摘発・所有権の剥奪など警察と連携して行う。	1	関係機関との連携に努めてまいります。	F
195	死体を収容した場合、その詳細情報をファイリングし、全国的ネットワーク検索可能なデータバンクを確立する	28	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
196	動物遺棄防止の啓発推進として、捨てられやすい場所に明確に犯罪行為であることを周知するポスターや看板などを設置する。	7	既に実施しております。	B
197	「愛護動物の遺棄等虐待防止旬間」の成果に期待する。	3	本施策の推進に努めてまいります。	F
198	関連部署との連携により実験動物施設や畜産施設においても感染症に対する啓発を進めて欲しい	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
199	動物間の共通感染症についても、飼い主や動物取扱業に啓発すべきである。	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
200	特定動物の個体識別措置およびその登録制度の推進により、逸走の防止等を進める必要があると考えます。	3	本施策の推進に努めてまいります。	F
201	実験動物施設、畜産施設においても各施設が適切に対処できるように、地域防災計画の中に書き込んでいただきたい。	3	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
202	動物実験施設を登録制又は届出制にして、実態把握を行って欲しい。	7	様々な機会を捉え、実態の把握に努めます。	F
203	実験動物施設等の多頭飼育場においても狂犬病注射を徹底してほしい。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
204	動物実験について、限りなくゼロに近づけて頂きたい。	4	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D

205	産業動物・使役動物の取扱いに関して、他部局との連携による動物愛護管理法の周知徹底は、たいへん重要だと考えます。	3	本施策の推進に努めてまいります。	F
206	産業動物についても動物愛護法の対象動物であり、飼育怠慢等が動物虐待の対象となることを明記していただき	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
207	実験動物・産業動物・使役動物に関しても言及がされているのは、重要な点だと感じますので、ここはぜひ外さないで欲しい	1	本施策の推進に努めてまいります。	F
208	猟犬、鳥獣害対策犬(追払い犬)等については、特に個体識別措置の徹底を図る	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
209	生態系にとって脅威となる外来種等も危険動物として指定し、飼育や保管等を許可制・個体登録制としてほしい。	3	生態系にとって脅威となる外来種等に関しては、既に別の法令(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)で規制されております。	E
210	動物間の共通感染症に対しても予防対策をたてることを明記してほしい。	2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
211	犬フィラリア検査は血液塗抹標本検査では検出率がかなり低いので、抗原検査に変更すべき	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
212	犬ねこへのワクチン接種を義務化する。	1	ワクチンの有用性について、啓発を推進してまいります。	F
213	猫白血病と猫エイズの検査を譲渡対象ねこにおこなうべき。	1	譲渡対象動物の健康管理について検討を重ねてまいります。	F
214	犬フィラリア症についての啓発を強化すべき。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
215	集合狂犬病予防注射会場を共通感染症の啓発の場として利用する。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
216	動物を飼おうとする方へ動物アレルギーなど動物から引き起こされる病気について医師等医療関係者から啓発させる。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
217	野外のねこの感染症調査についてはボランティアの協力を得るようにする。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
218	産業動物・使役動物の取扱いに関する啓発に「動物指導センターやボランティアの協力を得て各種身体障害者補助犬、災害救助犬の育成を行います。」を追加して欲しい	1	本計画の趣旨と異なりますが、貴重な御意見として参考にさせていただきます。	E
<b>その他</b>				
219	動物の殺処分方法は、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行して欲しい。	60	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
220	負傷動物を収容した場合、重篤な場合は麻酔などによる安楽死をおこない、それ以外は治療と避妊去勢手術を行い、元いた場所に戻して欲しい。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
221	動物の適正飼養の普及のために「動物愛護相談窓口」の設置をご検討して欲しい。	4	既に実施(設置)しております。	B
222	捕獲した野生動物も動物愛護法に基づく保管をし、どうしてもやむをえず殺処分する場合も安楽死とすることを明記してほしい。	1	本計画の趣旨と異なりますが、貴重な御意見として参考にさせていただきます。	E
223	野生動物に関して、鳥獣保護法を所管する部署等との連携体制を確立して欲しい。	1	既に実施(連携)しております。	B
224	動物飼育可の住居を増やしてほしい。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
225	ドッグランを造って欲しい。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
226	動物税を導入して欲しい。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
227	目的財源として動物愛護宝くじの発売をお願いします。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
228	シェルターと誤認を招きやすい動物愛護相談センターの名称を変更する。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
229	ペット関連消費税を導入し、不妊去勢活動等の財源とす	7	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D